

○宮崎大学工学部太陽熱実験施設運営委員会規程

〔平成 24 年 5 月 29 日
制 定〕

改正 令和 3 年 3 月 25 日

(設置)

第 1 条 宮崎大学工学部に、宮崎大学工学部太陽熱実験施設運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、宮崎大学工学部太陽熱実験施設（以下「施設」という。）に係る次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 年度計画の策定に関する事。
- (2) 施設の予算に関する事。
- (3) 施設の整備に関する事。
- (4) 施設の規程等の制定及び改廃に関する事。
- (5) その他施設の運営に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 環境・エネルギー工学研究センター教員 1 人
- (2) 関連プログラムから選出された教員 4 人
- (3) 教育研究支援技術センターから選出された職員 3 人
- (4) その他委員会が必要と認める者

2 前項第 2 号に掲げる関連プログラムは、応用物質化学プログラム、応用物理工学プログラム、電気電子工学プログラム及び機械知能工学プログラムとする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

- 2 委員に事故があるときは、代理の者が出席できるものとする。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、工学部総務係において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。